



令和7年3月25日

報道関係者各位

檜原市役所 財務部 財政課

三井住友信託銀行(株)と「遺贈希望者に対する 遺言信託業務の紹介に関する協定」を締結

檜原市は三井住友信託銀行(株)と「遺贈希望者に対する遺言信託業務の紹介に関する協定」を締結しました。

「檜原市のために寄附という方法で財産を遺(のこ)したい」という思いを実現するため、また「寄附をしたいがどうしたらよいかわからない」という市民の皆さまの疑問を解消するため、手続きをサポートする仕組みを作ることで、寄附の相談などを利用していただきやすくなります。

本市と三井住友信託銀行(株)は地域貢献の活性化に向けて、共に取り組んでまいります。

協定締結日：令和7年3月25日

●遺贈寄附

生前に遺言書を作成するなど、一定の条件を満たす方法により、お亡くなりになった後、ご遺産の一部または全部を地方自治体、公益法人、NPO 法人、学校法人、公立大学法人等の団体や機関に、寄附することをいいます。

●遺贈による寄附制度

三井住友信託銀行(株)が遺言書の作成をサポートする「遺言信託」を活用し、財産の寄附先を檜原市に指定するものです。檜原市へ遺贈による寄附を希望される方に対し、檜原市は三井住友信託銀行(株)を紹介することができ、三井住友信託銀行(株)は遺言書作成のサポート等の相談・助言を行います。

※遺贈寄附による協定は(株)南都銀行(令和4年8月25日協定締結)に続き、2例目になります。

＜本件に関する問い合わせ先＞

檜原市 財務部 財政課

檜原市内膳町 1-1-60

TEL:0744-47-2631 (直通)

担当:池田・大林